

# 介護職種における 外国人技能実習制度

～技能実習法<sup>\*</sup>に基づく「人づくり」で国際貢献を～

\*外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律



# 外国人技能実習制度とは

## 技能実習法と制度の概要

外国人技能実習制度は、1960年代後半頃から海外の現地法人などの社員教育として行われていた研修制度が評価され、これを原型として1993年に制度化されたものです。外国人技能実習制度の目的・趣旨は、日本で培われた技能、技術または知識（以下「技能等」という）の開発途上地域等への移転により、人材育成に寄与するという国際協力の推進です。この目的・趣旨は、制度が創設されて以来一貫している考え方です。

外国人技能実習制度の内容は、技能実習生が日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において習得が困難な技能等の習得・習熟・熟達

目的は人材育成による国際貢献です

を図るものです。

2017年11月1日に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行されました。これまで、外国人技能実習制度は「出入国管理及び難民認定法（入管法）」とその省令を根拠法令としてきましたが、技能実習の適正な実施や技能実習生の保護の観点から大きく見直され、現在は入管法で規定されていた多くの部分が、この技能実習法令で規定されています。また、外国人技能実習制度に関する事務を行うため、新たに外国人技能実習機構が設立されました。

## 技能実習生受入れの方式

技能実習生を受入れる方式には、企業単独型と団体監理型の2つの方式があります。

技能実習生は入国後に、日本語教育や技能実習生の法的保護に必要な知識等についての講習（入国後講習）を受けます。企業単独型の場合、講習の一部は入国直後でなくても可能です。

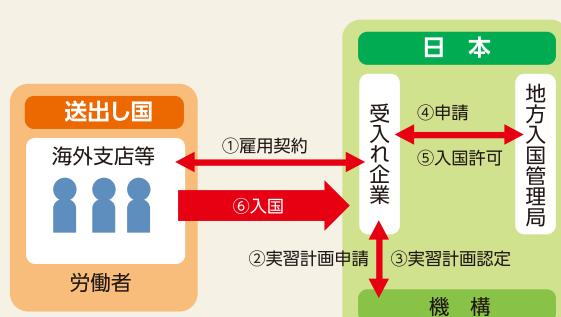
＼2つの方式で受けられます／

①**企業単独型**: 日本の企業等（実習実施者）が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受入れて技能実習を実施します。

②**団体監理型**: 事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施します。

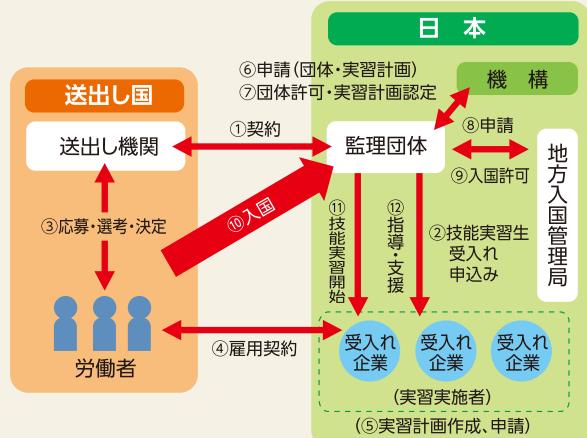
## 外国人技能実習制度の仕組み

### 【企業単独型】



### 【団体監理型】

※機関による調査を経て、主務大臣が団体を許可





## 技能実習の区分と在留資格

技能実習の区分は、受入れ的方式ごとに、入国後1年目の「技能等を修得する活動(第1号技能実習)」、2・3年目の「技能等に習熟するための活動(第2号技能実習)」、4年

目・5年目の「技能等に熟達する活動(第3号技能実習)」の3つに分けられます。

技能実習の区分に応じた在留資格は下表のとおりです。

	企業単独型	団体監理型
入国1年目 (技能等を習得)	第1号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第1号イ」)	第1号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習第1号ロ」)
入国2・3年目 (技能等に習熟)	第2号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第2号イ」)	第2号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習第2号ロ」)
入国4・5年目 (技能等に熟達)	第3号企業単独型技能実習 (在留資格「技能実習第3号イ」)	第3号団体監理型技能実習 (在留資格「技能実習第3号ロ」)

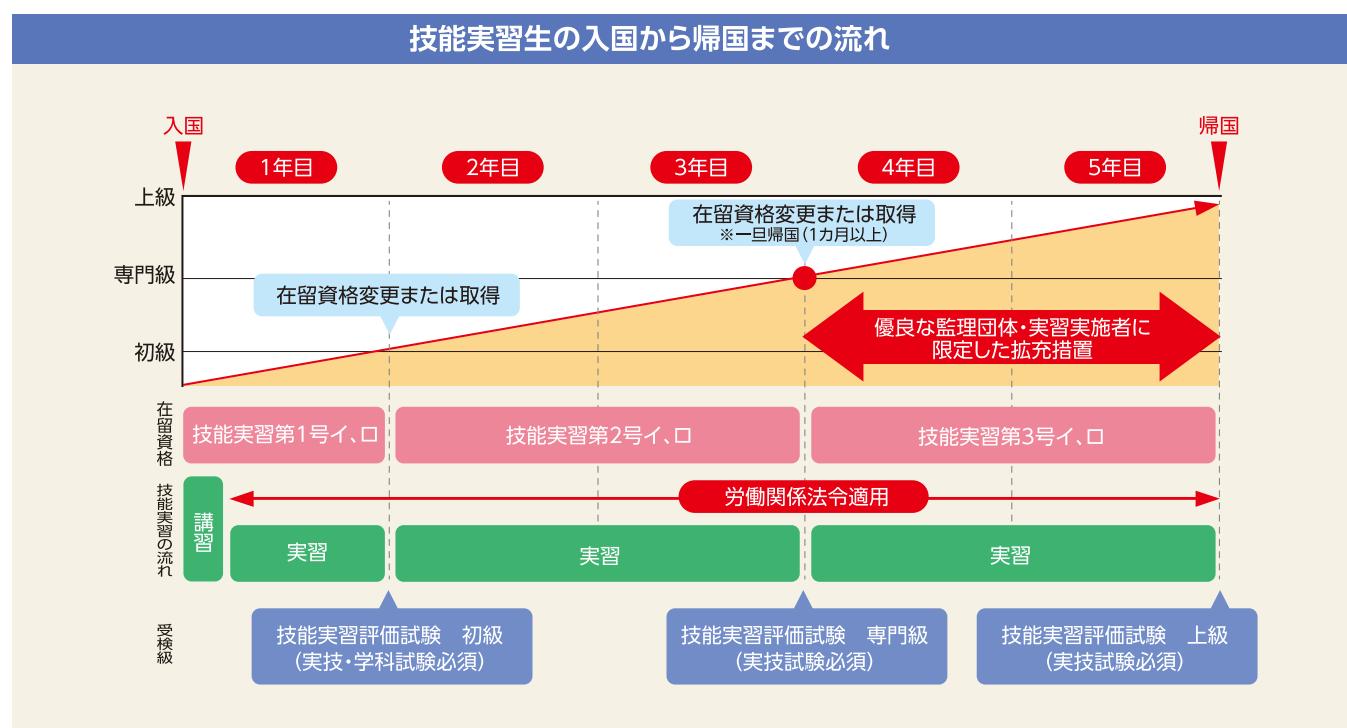
## 技能実習生の入国から帰国までの流れ

技能実習法に基づく技能実習生の入国から帰国までの主な流れは下図のとおりです。

第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が「技能実習評価試験」(2号への移行の場合は初級試験、3号への移行の場合は専門級試験)に合格してい

ることが必要です。また、第3号技能実習が修了する前にも「技能実習評価試験」(上級試験)を受検する必要があります。

なお、第3号技能実習を実施できるのは、主務省令で定められた基準に適合していると認められた、優良な監理団体・実習実施者に限られます。



# 外国人技能実習制度における「介護」職種とは

## 「介護」職種導入の背景

日本は、他国に比べて急速に高齢化が進展する中、認知症高齢者の増加等に伴う介護ニーズの高度化・多様化に対応してきました。そのため、海外からは日本の介護技術を

＼介護技術の移転が求められています／

取り入れようとする動きも出ています。日本の介護技術を他国に移転することは国際的に見てたいへん意義があり、外国人技能実習制度の趣旨にもかなうものといえます。

## 介護職種追加の基本的な考え方

介護職種での技能実習生受入れに当たっての要件は、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」(2015年2月4日)の提言内容に沿って設定されました。その基本的な考え方は、介護職種の追加に対する様々な懸念に対応するため、以下の3つの要件を踏まえた制度設

＼3つの要件に対応します／

計を行うというものです。そのため、介護職種に固有の各種要件が整備されており、介護職種の技能実習生を受入れる場合には、外国人技能実習制度本体の要件に加えて、介護職種固有の要件を満たす必要があります。

- ①介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージにならないようにすること
- ②外国人について、日本人と同様に適切な待遇を確保し、日本人労働者の待遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること
- ③介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること

## 技能実習の内容の基準(介護職種固有の要件の抜粋)

＼日本語能力と職歴が必要です／

### ●技能実習生について

#### 1. 日本語能力要件

介護職種で技能実習を行うには、技能修得の指導を行う技能実習指導員や介護施設利用者等とのコミュニケーションを図る能力を担保するため、技能実習生の日本語能力が一

定水準以上であることが必要となります。そのため、第1号及び第2号技能実習生は、日本語能力に関し、以下の要件を満たす必要があります。

第1号技能実習（1年目）	日本語能力試験のN4に合格している者 その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※であること
第2号技能実習（2年目）	日本語能力試験のN3に合格している者 その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※であること

※「これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、日本語能力試験との対応関係が明確にされている「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」の2つのうちいずれかにおいて同等レベルに達している者をいいます。



## 2. 同等業務従事経験(いわゆる職歴要件)

団体監理型技能実習の場合、技能実習生は「日本において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験があること(同等業務従事経験)」もしくは「団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事

情があること」を要件として満たすことが必要とされています。介護職種の場合の同等業務従事経験については、たとえば、以下の者が該当するとされています。

- 外国における高齢者もしくは障害者の介護施設または居宅等において、高齢者または障害者の日常生活上の世話、機能訓練または療養上の世話等に従事した経験を有する者
- 外国における看護課程を修了した者または看護師資格を有する者
- 外国政府による介護士認定等を受けた者

## ●技能実習を行わせる体制について

### 1. 技能実習指導員について

技能実習指導員のうち1名以上が、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であることが必要です。また、技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任しなければなりません。

### 2. 技能実習を行わせる事業所について

技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務を行い、開設後3年以上経過している必要があります。ただし、訪問介護等の利用者の居宅においてサービスを提供する業務については、適切な指導体制を取ることが困難であること等の理由で、技能実習の対象になっていません。

### 3. 夜勤業務等について

夜勤は、昼間と異なり少人数での勤務となるため利用者の安全性に対する配慮が特に必要となります。技能実習生の心身の負担も大きいことから、技能実習生に夜勤業務や緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあたっては、利用者の安全を確保し、技能実習生を保護するための措置を講ずる必要があります。

## ●その他

その他にも、受入れができる技能実習生の数が、事業所の常勤介護職員の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)されています。また、入国後講習の内容には日本語と介護導入講習が定められている等、介護職種には様々な固有要件が設けられています。



# 移転の対象となる技能等とは



## 介護職種(介護業務)の業務内容

移転の対象となる業務の内容は、以下のとおりです。

外国人技能実習制度においては、介護業務を、身体上または精神上の障害があることにより、日常生活を営むのに支

### 必須、関連、周辺、安全衛生に分かれています/

障がある人に対して行う、入浴や排泄、食事などの身体上の介助やそれに関連する業務としています。

## 介護職種(介護業務)の業務内容

### 必須業務

準備から記録、報告までの一連の行為を含む。  
技能実習生が必ず行わなければならない業務。  
技能実習計画において、業務時間全体の  
2分の1以上であること。

#### 身じたくの介護

- 整容(洗面、整髪等)
- 顔の清拭
- 口腔ケア\*
- 衣服の着脱の介助(座位・臥位)

#### 移動の介護

- 体位変換
- 起居の介助(起き上がり・立位)
- 歩行の介助
- 車いす等への移乗の介助\*\*
- 車いす等の移動の介助

#### 食事の介護

- 食事の介助

#### 入浴・清潔保持の介護

- 手浴の介助
- 足浴の介助
- 入浴の介助
- 身体清拭\*

#### 排泄の介護

- トイレ・ポータブルトイレでの排泄介助
- おむつ交換
- 尿器・便器を用いた介助\*\*

#### 利用者特性に応じた対応(認知症、障害等)

- 利用者特性に応じた対応\*\*\*

\*第1号・第2号技能実習については状況に応じて実施

\*\*状況に応じて実施

\*\*\*第3号技能実習についてのみ実施

### 関連業務

必須業務に関連して行われ、  
技能等の向上に直接または間接に寄与する業務。  
技能実習計画において、業務時間全体の  
2分の1以下であること。

#### 掃除、洗濯、調理業務

- 利用者の居室やトイレ、事業所内の環境整備
- 利用者の衣類等の洗濯
- 利用者の食事にかかる配下膳等
- 調理業務(ユニット等で利用者と共に行われるもの)
- 利用者の居室のベッドメイキングやシーツ交換

#### 機能訓練の補助やレクリエーション業務

- 機能訓練の補助や見守り
- レクリエーションの実施や見守り

#### 記録・申し送り

- 食事や排泄等チェックリスト等による記録・報告
- 指示を受けた内容に対する報告
- 日誌やケアプラン等の記録および確認
- 申し送りによる情報共有

### 周辺業務

必須業務に関連して通常携わる業務のうち、  
上記の関連業務を除いたもの。  
技能実習計画において業務時間全体の  
3分の1以下であること。

- お知らせ等の掲示物の管理
- 車いすや歩行器等福祉用具の点検・管理
- 物品の補充や管理

### 安全衛生業務

技能実習生が必ず行わなければならない業務。  
必須業務、関連業務、周辺業務に従事させる  
時間のうち、それぞれの10分の1以上を充てること。

- 雇入れ時等の安全衛生教育
- 介護職種における疾病・腰痛予防
- 福祉用具の使用方法及び点検業務
- 介護職種における事故防止のための教育
- 緊急時・事故発見時の対応

# 介護技能実習評価試験とは

## 介護技能実習評価試験について

介護技能実習評価試験は、厚生労働省人材開発統括官が認定した評価試験で、一般社団法人シルバーサービス振興会が実施しています。評価試験は、外国人技能実習制度の目的にかなう水準での技能、技術及び知識を評価するもの

＼試験評価者が出向きます／

であり、技能実習各号の修了時に受検が必要となります。試験は実技と学科から構成されており、技能実習生が勤務している事業所・施設等に、試験評価者が出向いて実施します。

### ●試験内容と受検資格

等級区分	試験内容		受検資格
初級試験	実技(必須)	学科(必須)	外国人技能実習制度の介護職種に関し、6ヶ月以上の実務の経験*を有する者
専門級試験	実技(必須)	学科(任意)	外国人技能実習制度の介護職種に関し、24ヶ月以上の実務の経験*を有する者
上級試験	実技(必須)	学科(任意)	外国人技能実習制度の介護職種に関し、48ヶ月以上の実務の経験*を有する者

\*試験時期：随時(実技と学科の両方を受検する際には、原則、同一日に実施します)ただし、各等級の試験には受検資格を設けています。

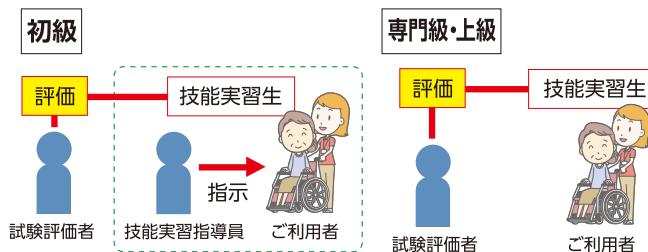
\*入国後講習の期間は実務経験に含めません。

### ●評価方法

#### 1. 実技試験について

実技試験は、技能実習生が行う介護業務を試験評価者が見て評価するものです。毎年度、試験範囲の中から選定されたものが試験として課されます。

試験課題には、それぞれ「評価項目」と「評価基準」が設けられており、「できた」「できない」の2段階で評価します。



◆実技試験時間:60分

◆合格基準:得点合計が満点の60%以上は合格

※ただし0点となった試験課題が1つ以上ある場合や、試験時間以内にすべての評価が行えなかった場合は不合格となります。

等級区分	目標とするレベル(到達水準)
初級試験	指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル
専門級試験	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル
上級試験	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

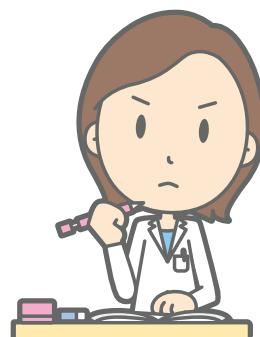
#### 2. 学科試験について

学科試験は、単に専門的な知識の有無を評価するものではなく、業務の遂行に必要な正しい判断力及びそれに関する知識の有無を確認する試験です。試験問題は技能実習生が理解できる程度の平易な日本語を使用します。得点合計が満点の65%以上の場合は合格となります。

等級区分	出題形式	時間
初級試験	真偽法(○×式) 20問	60分
専門級試験	真偽法(○×式) 30問	60分
上級試験	多肢選択法 50問	90分

### ●再試験

初級、専門級、上級それぞれの試験において、技能実習期間中に1回に限り、再試験が認められています。再試験にあたっては、通常の受検と同様の手続きと受検料が必要となります。





## 試験評価者について

＼試験評価者を全国に配置します／

### ●試験評価者の要件

試験評価者の要件は、「介護技能実習評価試験」に関し、高い見識を有する者であって、介護職種について専門

的な技能、技術を有する者」とされ、以下のとおり養成されます。

**介護プロフェッショナル・キャリア段位制度の評価者(アセッサー)資格を有する者**を対象とした、

**介護技能実習評価試験の「試験評価者養成講習」を受講し、これを修了した者**を試験評価者とする。

※試験評価者養成講習の受講募集や開催時期については、ホームページでご確認ください。

### ●試験評価者の登録及び配置

試験評価者は、技能実習生に対し、移転すべき技能が習得されているかどうかを適正かつ公正に試験評価する極めて重要な業務を担います。このため、試験評価者は全て試験実施機関であるシルバーサービス振興

会に登録・管理されることになっています。また、全国のどこの事業所・施設が技能実習生を受入れたとしても、円滑に試験評価を実施できるよう、全国に試験評価者を配置することとしています。

介護職種における外国人技能実習制度は、業界全体の総意に基づき構築された仕組みです。  
技能実習生への指導を行う「技能実習指導員」や、  
適切な技能移転が図られていることを確認する「試験評価者」の多くは、  
高いスキルを持った介護職の方々で、現場で活躍されています。  
介護職種における技能実習生を育成していくことは、国際貢献であるだけでなく、  
我が国の介護職の社会的評価の向上や、介護サービスの質の向上にもつながります。  
是非とも、関係者の皆様のご理解、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

このほか、詳細については、次のホームページ等でご確認ください。

◆外国人技能実習機構HP…………… <http://www.otit.go.jp/>

◆介護技能実習評価試験HP…………… <http://www.espa.or.jp/internship/>

〈試験に関するお問合せ〉

メール [kaigointernship@espa.or.jp](mailto:kaigointernship@espa.or.jp)

電話 03-6402-3865

この冊子は、全国生活協同組合連合会「社会福祉活動費助成事業」の助成金を受けて作成されました。